

新宮市地域密着型サービス事業所の区域外指定及び利用に関する基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に既定する市町村の同意（以下「同意」という。）等についての本市における基本的な方針を定めるものとする。

2. 同意を求める基準（本市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望する場合）

利用を希望する他市町村に所在する地域密着型サービス事業所（以下「他市町村事業所」という。）が利用を希望する本市被保険者（以下「利用希望者」という。）の受け入れが可能であり、かつ、他市町村事業所の所在する市町村（以下「所在市町村」という。）が他市町村事業所より利用に関しての事前相談を受けていることを前提とし、次の要件のいずれかに該当する場合のみ「市外地域密着型サービス事業所の利用にかかる申立書（別紙）」を提出することで、市長より所在市町村に対し利用に関する指定または、利用の同意を求めることとする。

（1）利用希望者が本市の同種の地域密着型サービス（以下「サービス」という。）を利用することが不可能または、著しく困難である場合（例：市内に同種のサービスが存在しない、災害または虐待の恐れ等の理由、同種のサービスにおいて定員の空きがない等）。

（2）その他市長が同意を認めることが適当と認める場合。

3. 同意を行う基準（他市町村の被保険者が本市のサービスの利用を希望する場合）

他市町村の長から本市に所在する地域密着型サービス事業所（以下「本市事業所」という。）の利用のため指定又は利用の同意を求められたときは、次の要件

（1）～（4）のすべて若しくは（5）に該当する場合のみ同意を行うものとする。

（1）本市事業所が開設から1年以上経過していること。

（2）本市事業所に空きがあり、利用待機者もないこと。

（3）本市事業所がサービスの利用について内諾していること。

（4）利用希望者が住所地の同種のサービスを利用することが不可能または、著しく困難である場合（例：住所地に同種のサービスが存在しない、災害または虐待の恐れ等の理由、同種のサービスにおいて定員の空きがない等）

（5）その他、市長が必要と認めた場合。

4. 他市町村から転入した者による本市事業所の利用

以下に掲げる本市事業所については、他市町村から転入した者による利用を転入後3か月以上経過した者に限ることとする。

ただし、住所地特例者で、本市の被保険者資格を3か月以上有する者及び当該サービスの利用が早急に必要と認められる特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護
- (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

附則

この方針は令和4年1月1日から適用する。

(基本方針にかかる留意事項)

利用にかかる同意については、「利用者単位」で行うものとする。そのため、過去に他市町村または、本市から同意や指定が済んでいる地域密着型サービス事業所であっても、利用者が異なる場合はその都度、同意の手続きが必要となります。なお、指定申請に関しては、その都度行う必要はありません。

令和5年4月1日改定

市外地域密着型サービス事業所の利用にかかる申立書

新宮市長 あて

申立日： 年 月 日

下記のとおり他市町村の地域密着型サービスを利用したいので、申し立てます。

申立者	住 所	〒			
	(ふりがな) 氏 名			利用者との 続柄	
	電話番号	— —			
利用者	住 所	〒			
	(ふりがな) 氏 名			被保険者番号	
	電話番号	— —			
	要介護状態区分	要支援 1 ・ 2 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5			
利用希望 事業所	名称				
	所在地	〒			
	利用に対する内諾の有無	有 ・ 無			
	利用開始希望日	年 月 日から			
他市町村の地域密着型サービスを利用せざるを得ない理由 (可能な限り具体的に記載してください)					
利用希望事業所の所在する市町村への事前相談			済 ・ 未		
担当ケアマネジャー の事業所及び氏名等	事業所			連絡先 (電話番号)	
	氏 名				

(留意事項)

- ・ 申し立て前に必ず利用希望事業所から利用に関しての内諾を頂いておいてください。
- ・ 申し立て前に必ず利用希望事業所から事業所所在市町村へ事前相談を行ってください。
- ・ 地域密着型サービス事業所は住所地特例対象外施設となっています。そのため、利用にあたり市外への住所変更を考えている場合は、必ず申し立て前に、本市へ相談してください。